

報道資料

令和4年4月1日(金)
福祉医療部医療政策局
健康推進課 母子保健・人材確保対策係
主幹 信野(内線3142) 係長 中川(内線3148)
ダイヤルイン(直通) 0742-27-8661

個人情報を含んだ行政文書の紛失について

健康推進課が管理する、個人情報を含んだ行政文書について、所在不明であることが判明しました。現在のところ、所在不明の文書に関する個人情報の悪用などは確認されておりません。

関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう再発防止を徹底いたします。

1 事案の概要

行政文書の保存期間中に地下書庫(法務文書課)に文書を引き継ぐ手続を進める中で、本年1月下旬から2月上旬に、当該行政文書の所在不明が判明しました。本事案の判明後、紛失した文書の探索を複数回にわたり行ってきましたが、発見には至っておりません。

2 所在不明の文書 (計19冊)

(1) 保存期間(30年)中の文書として、地下書庫(法務文書課)への引継ぎを予定していたところ、所在不明が判明したもの。

①「昭和46～平成3年度 指定養育医療機関綴」

- ・当該文書は、未熟児を対象に医療の給付を行う養育医療の実施医療機関に関する書類を綴じたもの。
- ・当該文書には、養育医療を実施する医療機関開設者の氏名及び住所、養育医療を主として担当する医師の氏名及び略歴等の個人情報が含まれていた可能性があります。

②「小児慢性特定疾患患者台帳 02-1」

「小児慢性特定疾患患者台帳 02-2」

「小児慢性特定疾患患者台帳 05(1)」

「小児慢性特定疾患患者台帳 06」

- ・当該文書は、小児がんや心臓病等の10疾患群に罹患する児童への医療費助成を行う小児慢性特定疾患治療研究事業に関するもの。
- ・当該文書には、平成5年度中に対象となっていた患者及び親の氏名、住所、患者の性別、生年月日、罹患している疾患名等の個人情報が含まれていた可能性があります。

(2)(1)の文書の所在の確認と併せて地下書庫(法務文書課)へ引継ぎが完了している文書(保存期間30年)の所在確認を行ったところ、所在不明が判明したもの。

①「小児慢性特定疾患患者台帳 01」

「小児慢性特定疾患患者台帳 02 慢性腎疾患」

「小児慢性特定疾患患者台帳 02-3」

「小児慢性特定疾患患者台帳 02-4」

- 「小児慢性特定疾患患者台帳 03、04」
- 「小児慢性特定疾患患者台帳 04 ① 慢性心疾患」
- 「小児慢性特定疾患患者台帳 04 ② 慢性心疾患」
- 「小児慢性特定疾患患者台帳 05(2)」
- 「小児慢性特定疾患患者台帳 07、08(1)」
- 「小児慢性特定疾患患者台帳 07、08(2)」
- 「小児慢性特定疾患患者台帳 09」
- 「小児慢性特定疾患患者台帳 63」
- 「小児慢性特定疾患患者台帳 64」
- 「小児慢性特定疾患患者台帳 一般(その他)」

- ・ 当該文書は、小児がんや心臓病等の10疾患群に罹患する児童への医療費助成を行う小児慢性特定疾患治療研究事業に関するもの。
- ・ 当該文書には、平成5年度中に対象となっていた患者及び親の氏名、住所、患者の性別、生年月日、罹患している疾患名等の個人情報が含まれていた可能性があります。

3 所在不明の原因等

現在のところ、所在不明となった原因や時期は判明していません。なお、原因については、保存期間を誤って認識したことによる誤廃棄や過去の組織改編時の不完全な文書の引継ぎ、業務での使用中の紛失などが考えられます。

4 対応状況及び再発防止策

(1) 対応状況

本事案の判明後、紛失した文書の探索を複数回にわたり行ってきましたが、発見には至っておりません。引き続き、書庫等に保管している文書の探索を行ってまいります。

今後、本人からのお問い合わせがあれば、謝罪するとともに、経緯の説明など、必要な対応を行ってまいります。

(2) 再発防止策

行政文書及び個人情報の適正管理については、文書管理責任者及び個人情報保護責任者である所属長等が所属内で研修を行い、行政文書及び個人情報の厳重かつ適正な管理及び取扱いを徹底し、再発防止に努めてまいります。